

大阪高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税課税処分等取消請求控訴事件

国側当事者・国(加古川税務署長)

平成23年11月18日棄却・確定

(第一審・神戸地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成23年3月18日判決、本資料261号-55・順号11645)

判 決

控訴人(原告)	甲
被控訴人(被告)	国
同代表者法務大臣	平岡 秀夫
処分行政庁	加古川税務署長 岩木 達郎
被控訴人指定代理人	谷口 誠
同	松本 淳
同	松帆 芳和
同	中村 嘉造
同	石原 英之
同	山岡 啓二
同	上田 英毅

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴人の控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、「本税645万円」並びに「これに対する消費税、消費税及び地方消費税」、「本税の重加算税」、「消費税、消費税及び地方消費税の重加算税」、「本税の延滞税」、「消費税、消費税及び地方消費税の延滞税」として別紙該当欄記載の金員を支払え。
- 3 被控訴人は、控訴人に対し、上記「本税」及び「消費税、消費税及び地方消費税」については平成11年8月11日の翌日から、「本税の重加算税」、「消費税、消費税及び地方消費税の重加算税」、「本税の延滞税」並びに「消費税、消費税及び地方消費税の延滞税」については平成12年2月24日の翌日から、それぞれ、その還付のための支払決定の日までの法に沿った割合を乗じて計算した還付加算金を支払え。
- 4 訴訟費用は第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要(略称は、原判決の用法による。)

1 本件の要旨

- (1) 本件は、控訴人が、平成6年分から平成10年分(本件各年分)の所得税並びに平成6年

から平成10年の各課税期間の消費税及び地方消費税に関して、①更正の請求に対する更正すべき理由がない旨の通知処分の取消し等、②重加算税賦課決定処分の取消し等、③青色申告承認取消処分の取消し、④修正申告に名を借りた賦課決定処分及び当該修正申告自体の取消し、⑤異議申立てに対する却下又は棄却の決定の取消し、⑥延滞税の取消し、⑦控訴人が納付した所得税等の還付をそれぞれ求めた事案である。

(2) 被控訴人は、控訴人の訴えの一部について訴訟要件を争い、また、通知処分や重加算税賦課決定処分の適法性を主張し、過誤納金還付請求権は時効消滅しているなどと主張して、控訴人の請求を争った。

(3) 原審裁判所は、控訴人の本税（所得税。以下同じ）645万円及びこれに対する消費税、本税及び消費税に対する各重加算税、延滞税並びに約定利息（利子税）に相当する金員の支払を求める訴えのうち、本税645万円に対する消費税、本税及び消費税に対する各重加算税、延滞税並びに約定利息（利子税）に相当する金員の支払を求める部分について、給付内容が全く特定されておらず、不適法であるとしたのを始め、原判決別紙「訴え却下目録」記載の訴えをいずれも不適法却下し、過誤納金還付請求権については時効消滅したとするなど、その余の請求をいずれも棄却した。

(4) 控訴人はこれを不服として控訴を提起したが、還付を求める金員を、別件刑事事件の訴因変更において減額された所得金額に対応する所得税等に相当する645万円に限定し、また、これに対する過剰に納付した「消費税、消費税及び地方消費税」、「本税の重加算税」、「消費税、消費税及び地方消費税の重加算税」、「本税の延滞税」、「消費税、消費税及び地方消費税の延滞税」として別紙該当欄記載の金員の支払を求める旨請求を特定し、さらに還付加算金請求について控訴の趣旨3項のとおり請求を特定した。

2 「法令の定め」、「前提事実」は、原判決の「事実及び理由」の第2の1、2に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 争点

過誤納金返還請求権の成否（消滅時効の成否の点を含む。）

4 争点に関する当事者の主張

(1) 控訴人の主張

ア 本税について

(ア) 被控訴人は、別件刑事事件における平成17年6月15日付け訴因変更請求により、控訴人の総所得金額を、平成7年分について8326万8627円から8093万1627円に（差額233万7000円）、平成8年分について1億1794万2952円から1億1708万1552円に（差額86万1400円）、平成9年分について1億2942万2793円から1億2022万1936円に（差額920万0857円）、それぞれ減額した。これに伴い、所得税額は、平成7年分について2579万6900円から2462万8400円に（差額116万8500円）、平成8年分について4576万1500円から4533万0500円に（差額43万1000円）、平成9年分について4985万3100円から4525万3100円に（差額460万円）、それぞれ減額されるべきものである。

(イ) 被控訴人は、平成17年9月8日付け訴因変更請求により、控訴人の総所得金額を、平成7年分について8093万1627円から8084万9627円に（差額8万200

0円)、平成8年分について1億1708万1552円から1億1692万6552円に(差額15万5000円)、平成9年分について1億2022万1936円から1億1995万7936円に(差額26万4000円)、それぞれ減額した。これに伴い、所得税額は、平成7年分について2462万8400円から2458万7400円に(差額4万1000円)、平成8年分について4533万0500円から4525万3000円に(差額7万7500円)、平成9年分について4525万3100円から4512万1100円に(差額13万2000円)、それぞれ減額されるべきものである。

イ その他の税について(当審における補充主張)

控訴人が過剰に納付した「消費税、消費税及び地方消費税」、「本税の重加算税」、「消費税、消費税及び地方消費税の重加算税」、「本税の延滞税」、「消費税、消費税及び地方消費税の延滞税」の額は、別紙該当欄記載のとおりである。

ウ 被控訴人の消滅時効の主張について(当審における補充主張)

(ア) 控訴人が返還を求めている額については、平成11年8月11日の税金納付の時点から法律上の原因を欠いており、訴因変更等の経緯に鑑みれば、国も二重課税をした過誤を認めていることが明らかである。よって、このような請求権が消滅時効にかかることはない。

(イ) 一定の事実が後発的に生じた場合は通常を除斥期間の経過後も更正・決定を行うことができる。本件では上記2回にわたる訴因変更がこれに当たる(国税通則法71条1項2号)。

控訴人は、これらの訴因変更から3年以内の平成20年3月14日に「特別の更正の請求書」を加古川税務署長に提出した。

(2) 被控訴人の主張

ア 消滅時効

仮に、平成7年分から平成9年分の各修正申告に無効とされる部分があったとしても、そのことによって発生する過誤納金還付請求権は、時効により消滅している。

(ア) 国税通則法56条に規定する過誤納金の還付請求権は、その請求をすることができる日から5年間行使しないことによって時効消滅するが(国税通則法74条1項)、無効な申告又は賦課処分に基づいて納付した場合(これはいわゆる誤納金に当たる。)、その還付を請求することができる日は、当該税額を納付した時である(最高裁昭和52年3月31日第一小法廷判決・訟務月報23巻4号802頁)。

(イ) これを本件についてみると、控訴人は平成11年8月11日に、上記各修正申告により生じた所得税及び消費税等を納付し、平成12年2月24日、同修正申告に係る各重加算税及び各延滞税をそれぞれ納付している。

(ウ) そうすると、上記各修正申告の一部に無効とされる部分があったとしても、それによって生じる誤納金の還付請求権は、平成20年10月3日の本件提訴の時点で、時効により消滅している。そして、誤納金の還付請求権が時効により消滅する以上、還付加算金の支払いを求めることもできない。

(エ) なお、原判決で不特定とされた「消費税、消費税及び地方消費税」、「本税の重加算税」、「消費税、消費税及び地方消費税の重加算税」、「本税の延滞税」、「消費税、消費税及び地方消費税の延滞税」の返還を求める額が当審において特定したとしても、時効により消滅

していることから、控訴人の請求には理由がない。

このような場合、1審判決を取り消して請求棄却の判決をすることは原告（控訴人）にとって不利益であるから、控訴棄却の判決をすべきである（最高裁昭和35年3月25日第二小法廷判決・裁判集民事40号669頁）。

イ 控訴人の主張ウ(イ)について

(ア) 控訴人は、別件刑事事件における平成17年6月15日付け、同年9月8日付け各訴因変更請求に基づく訴因変更を、更正の請求が認められる後発の事由に当たると主張するものと解されるが、刑事事件において総所得金額等につき訴因変更がされた事實は、国税通則法23条2項各号所定の更正の請求の事由に該当しない。

(イ) 国税通則法71条1項2号は、税務署長が職権で更正又は賦課決定をすることができる除斥期間を定めた規定であり、納税者が更正の請求をすることができる期間又は事由を定めた規定ではない。

(ウ) よって、控訴人が行った平成20年3月14日付けの更正の請求について、国税通則法71条1項2号を根拠としてすることができるかと解する余地はない。

第3 当裁判所の判断

1 過剰に納付した①消費税及び地方消費税、②所得税、消費税及び地方消費税に対する各重加算税並びに③所得税、消費税及び地方消費税に対する各延滞税に相当する金員の支払を求める訴え及び還付加算金請求の適法性について

控訴人は、当審において、過剰に納付した①消費税及び地方消費税、②所得税、消費税及び地方消費税に対する各重加算税、③所得税、消費税及び地方消費税に対する各延滞税の額を別紙のとおり特定したので、当該訴えは適法になったものというべきである。

また、還付加算金請求についても、控訴の趣旨3項により給付内容が特定されたものということができる。

2 消滅時効について

(1) 控訴人は、控訴人が返還を求める額について、当初から法律上の原因を欠いている旨主張している。このことからすると、控訴人の645万円の支払請求は、平成7年分から平成9年分の各修正申告の一部の無効を主張し、納付が無効となる所得税について返還を求めるものと解される。また、控訴人が平成7年から平成9年の①消費税及び地方消費税、②所得税、消費税及び地方消費税に対する各重加算税及び③所得税、消費税及び地方消費税に対する各延滞税について返還を求めているのも、根拠は必ずしも明らかではないが、納付した各税額のうち別紙記載の額について納付の無効を主張しその返還を求めるものと解される。

これは、国税の納付が目的を欠く結果国の不当利得となった場合の法律関係であるから、過誤納金の還付請求権を主張していることに帰する。そして、控訴人によれば、納付が当初から法律上の原因を欠いていたというのであるから控訴人はいわゆる誤納の主張をしていることになる。

(2) 国税通則法74条1項によれば、還付金等に係る国に対する請求権は、その請求をすることができる日から5年間行使しないことによって、時効により消滅する。

同条項にいう「その請求をすることができる日」は、無効な申告又は賦課処分に基づく納付の場合、その納付のあった日と解すべきである（最高裁昭和52年3月31日第一小法廷判決・訟務月報23巻4号802頁）。

(3) 証拠（甲289～306）によれば、控訴人は、平成11年8月11日に平成7年分から平成9年分までの各修正申告に係る所得税、消費税及び地方消費税を納付し、平成12年2月24日には上記各修正申告に係る各重加算税及び各延滞税を納付したことが認められる。

そうすると、上記各修正申告の一部に無効とされる部分があったとしても、本件の訴えの提起の時点（平成20年10月3日）において上記各納付の日から既に5年の時効期間が経過しているから、誤納金の還付請求権は時効によって消滅しているといわなければならない。

(4) 控訴人は、控訴人が返還を求めている額については、平成11年8月11日の税金納付の時点から法律上の原因を欠いており、訴因変更等の経緯に鑑みれば、被控訴人も二重課税をした過誤を認めているとして、消滅時効にかからない旨主張する。

その趣旨は必ずしも明らかではないが、税金納付の時点から法律上の原因を欠いている場合でも還付請求権が消滅時効に服することは国税通則法74条1項により明らかである。また、別件刑事事件における上記訴因変更が還付請求権の存在を承認したことを意味するわけではないし、同条2項により準用される同法72条2項によれば、還付請求権の消滅時効については援用を要しないのであるから、時効援用権の濫用の点も問題にはならない。

(5) 控訴人は、国税通則法71条1項2号の規定を援用して、平成17年6月15日付け、同年9月8日付け各訴因変更請求に基づく訴因変更を、更正の請求が認められる後発的事由に当たると主張する。

しかし、刑事事件において総所得金額等につき訴因変更がされた事実は、国税通則法23条2項各号所定の更正の請求の事由として規定されていないから、控訴人の上記主張は失当である。また、国税通則法71条1項2号は、同法70条で規定される課税庁の賦課権に対する期間制限の特則を定めるもので、納税者による更正の請求に関する規定ではないから、控訴人の主張の根拠になるものではない。

(6) まとめ（消滅時効の成否）

以上のとおり、控訴人の被控訴人に対する誤納金の還付請求権は、いずれも消滅時効の起算日から5年が経過したことによって時効消滅したものである。そして、上記各還付請求金が時効消滅している以上、控訴人がこれらに対する還付加算金を請求することもできないというべきである。

第4 結論

以上によれば、控訴人の請求はいずれも理由がなく、棄却を免れない。よって、原判決のうち、所得税に係る誤納金645万円の還付請求を棄却した部分は相当であり、本件控訴中これに対する部分は理由がない。また、過剰に納付した①消費税及び地方消費税、②所得税、消費税及び地方消費税に対する各重加算税及び③所得税、消費税及び地方消費税に対する各延滞税の返還を求める請求並びに還付加算金請求については、原審において不特定であった請求が当審において特定されたが、いずれも理由がないものというべきである。しかし、この部分について訴え却下の一審判決を取り消して請求を棄却することは控訴人に不利益に一審判決を変更することになって許されない（最高裁昭和35年3月25日第二小法廷判決・裁判集民事40号669頁）から、本件控訴中のこの部分についても控訴を棄却すべきことになる。

よって、本件控訴を全て棄却することとし、主文のとおり判決する。

裁判長裁判官 岩田 好二
裁判官 水谷 美穂子
裁判官 本吉 弘行

別紙 省略